

令和5年12月26日（火）  
函館市高齢者大学亀田校

# 介護保険制度について

ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター  
コーディネーター 社会福祉士 眞嶋史恵（ましまふみえ）

# 本日の流れ

「住み慣れている地域で安心して自分らしく生活していくために」  
～地域包括ケアシステム～

「介護保険サービスを利用するためには」

「利用できるサービス」

「高齢者支援サービス」

「各種相談窓口」

# 函館市医療・介護連携支援センター ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター

函館市医師会病院内に  
2つのセンターがあります

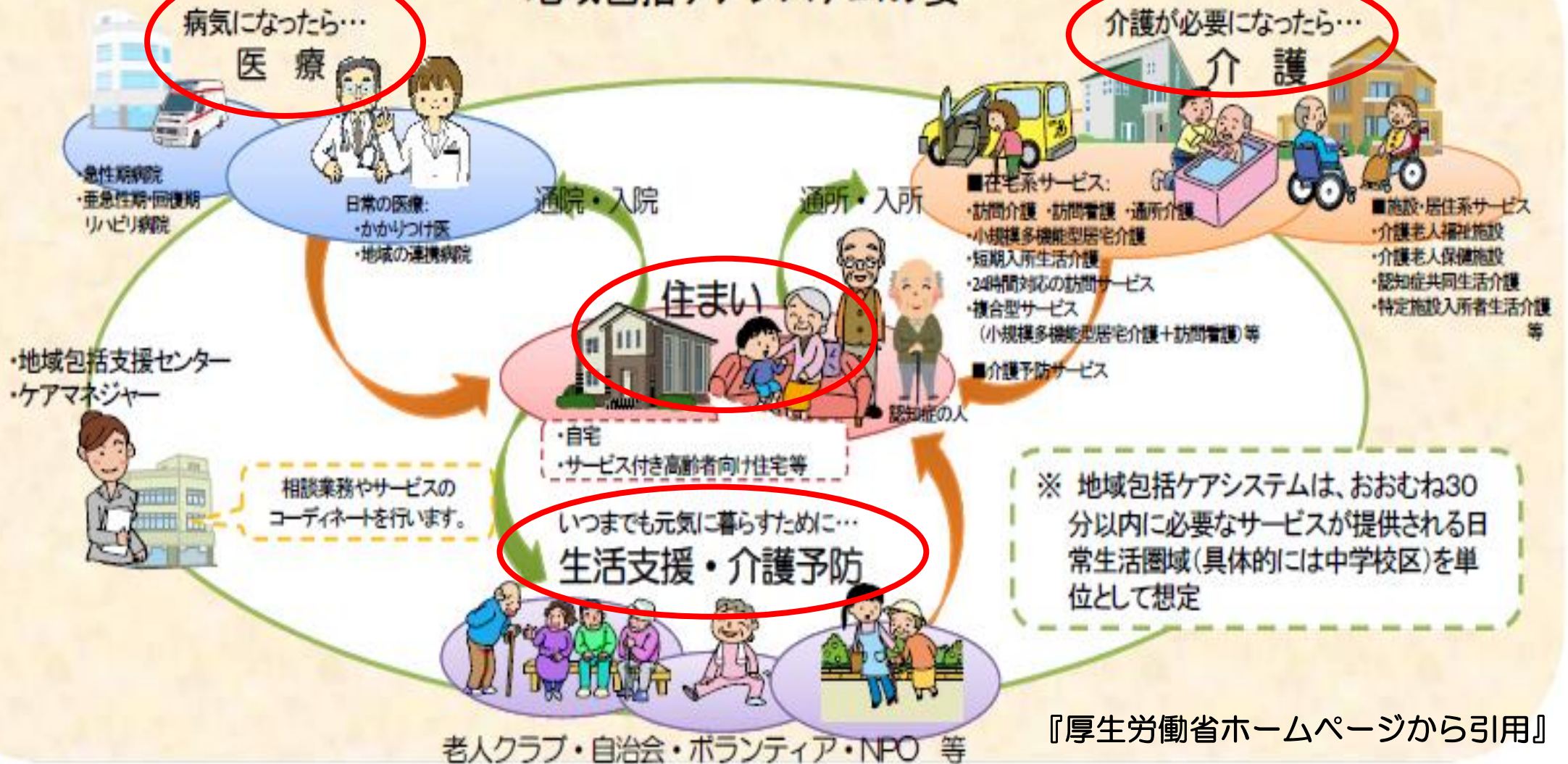


# 「住み慣れている地域で安心して自分らしく生活していくために」 ～地域包括ケアシステム～

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**

# 「住み慣れている地域で安心して自分らしく生活していくために」 ～地域包括ケアシステム～

## 地域包括ケアシステムの姿



『厚生労働省ホームページから引用』

# 「介護保険サービスを利用するためには」

## 【介護保険と高齢者福祉の手引き】

要介護認定の申請から結果までの流れとその結果により、利用できる介護保険サービスについて知っていただければと思います。

要介護認定の申請については、次のスライドで詳しくご説明します。

今後の参考にしてください。

## (1) 健康な時期

医療側



介護保険の仕組みや内容を知りたい

### ●介護保険制度

◎介護保険についてはこちらをご参照ください。

⇒函館市HP「[介護保険と高齢者福祉の手引き](#)」

市役所2階保健福祉部窓口、各支所窓口で配布の他、函館市のHPからダウンロードができます。

### 介護保険と 高齢者福祉の手引き



ちくじ

介護保険の加入者	1
介護保険の被保険者	2
介護保険の保険料	3
介護保険の給付	4
介護保険の給付額	5
介護保険の給付額算出	6
介護保険の給付額算出例	7
介護保険の給付額算出例	8
介護保険の給付額算出例	9
介護保険の給付額算出例	10
介護保険の給付額算出例	11
介護保険の給付額算出例	12
介護保険の給付額算出例	13
介護保険の給付額算出例	14
介護保険の給付額算出例	15
介護保険の給付額算出例	16
介護保険の給付額算出例	17
介護保険の給付額算出例	18
介護保険の給付額算出例	19
介護保険の給付額算出例	20
介護保険の給付額算出例	21
介護保険の給付額算出例	22
介護保険の給付額算出例	23
介護保険の給付額算出例	24
介護保険の給付額算出例	25
介護保険の給付額算出例	26
介護保険の給付額算出例	27
介護保険の給付額算出例	28
介護保険の給付額算出例	29
介護保険の給付額算出例	30
介護保険の給付額算出例	31
介護保険の給付額算出例	32
介護保険の給付額算出例	33
介護保険の給付額算出例	34
介護保険の給付額算出例	35
介護保険の給付額算出例	36
介護保険の給付額算出例	37
介護保険の給付額算出例	38
介護保険の給付額算出例	39
介護保険の給付額算出例	40
介護保険の給付額算出例	41
介護保険の給付額算出例	42
介護保険の給付額算出例	43
介護保険の給付額算出例	44
介護保険の給付額算出例	45
介護保険の給付額算出例	46
介護保険の給付額算出例	47
介護保険の給付額算出例	48
介護保険の給付額算出例	49
介護保険の給付額算出例	50
介護保険の給付額算出例	51
介護保険の給付額算出例	52
介護保険の給付額算出例	53
介護保険の給付額算出例	54
介護保険の給付額算出例	55
介護保険の給付額算出例	56
介護保険の給付額算出例	57
介護保険の給付額算出例	58
介護保険の給付額算出例	59
介護保険の給付額算出例	60
介護保険の給付額算出例	61
介護保険の給付額算出例	62
介護保険の給付額算出例	63
介護保険の給付額算出例	64
介護保険の給付額算出例	65
介護保険の給付額算出例	66
介護保険の給付額算出例	67
介護保険の給付額算出例	68
介護保険の給付額算出例	69
介護保険の給付額算出例	70
介護保険の給付額算出例	71
介護保険の給付額算出例	72
介護保険の給付額算出例	73
介護保険の給付額算出例	74
介護保険の給付額算出例	75
介護保険の給付額算出例	76
介護保険の給付額算出例	77
介護保険の給付額算出例	78
介護保険の給付額算出例	79
介護保険の給付額算出例	80
介護保険の給付額算出例	81
介護保険の給付額算出例	82
介護保険の給付額算出例	83
介護保険の給付額算出例	84
介護保険の給付額算出例	85
介護保険の給付額算出例	86
介護保険の給付額算出例	87
介護保険の給付額算出例	88
介護保険の給付額算出例	89
介護保険の給付額算出例	90
介護保険の給付額算出例	91
介護保険の給付額算出例	92
介護保険の給付額算出例	93
介護保険の給付額算出例	94
介護保険の給付額算出例	95
介護保険の給付額算出例	96
介護保険の給付額算出例	97
介護保険の給付額算出例	98
介護保険の給付額算出例	99
介護保険の給付額算出例	100

介護保険制度は40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護や支援が必要になった時にサービスを利用するしくみとなっています。

加入者（被保険者）

第1号被保険者：65歳以上の方

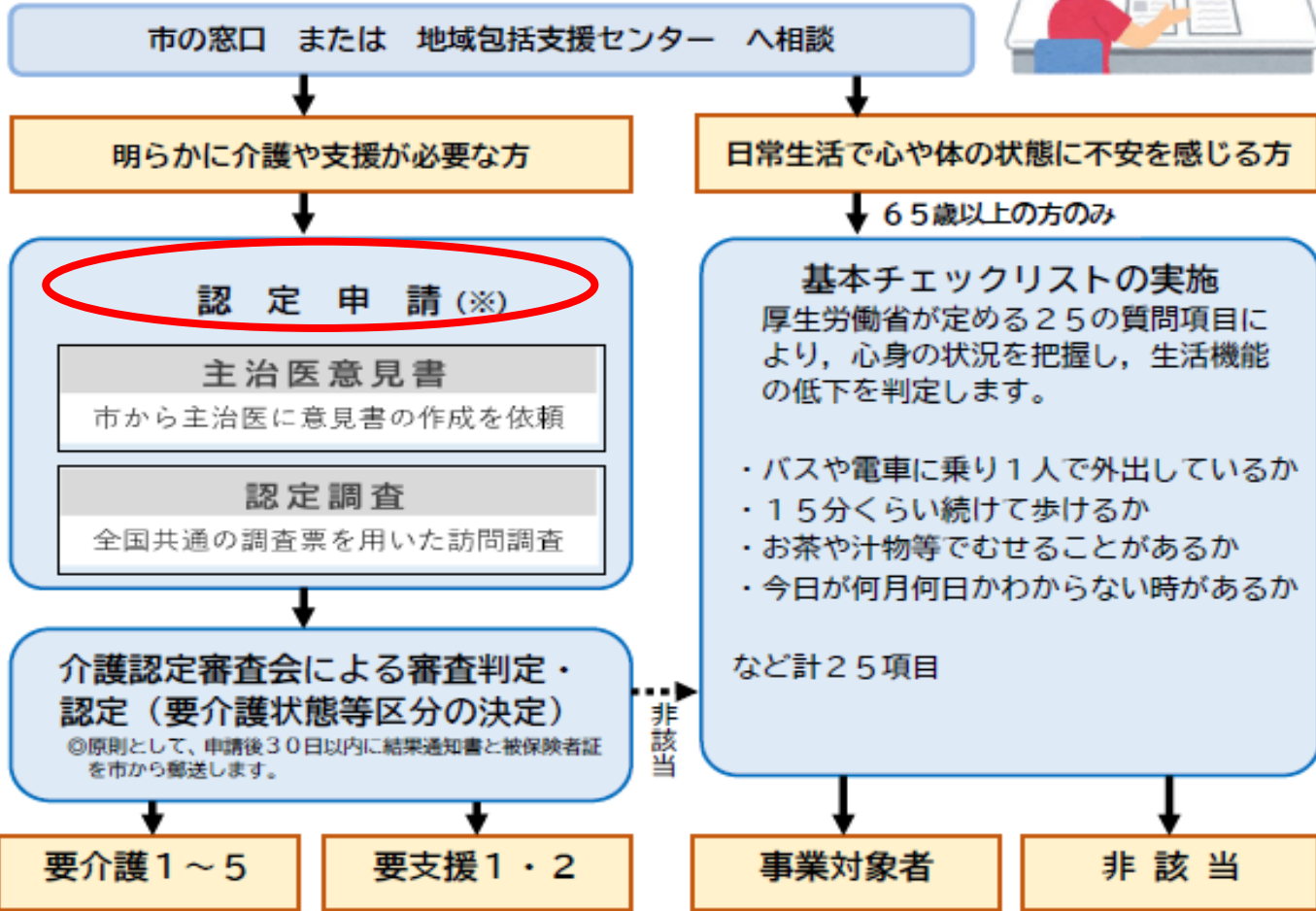
第2号被保険者：40歳～64歳の医療保険加入の方



# 介護保険と高齢者福祉の手引き

## 介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスを利用する前に、どのくらいの介護が必要であるかの認定を受けることが必要です。サービスの利用をお考えの方は、[市の相談窓口](#)（34ページ）または「[高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター](#)」（31ページ）までご相談ください。



# 介護保険 要支援・要介護認定 新規 申請書

介護保険 要支援・要介護認定 **新規** 申請書  
別記第4号様式 (第4条第1項関係)

両館市長 様  
次のとおり申請します。

窓口に来た人	<input type="checkbox"/> 本人	申請年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	<input checked="" type="checkbox"/> 代理人	代理人の氏名	介護 太郎 電話 (0138) 〇〇-〇〇〇〇
	<input type="checkbox"/> 提出代行	住所	両館市〇〇町〇丁目〇番〇号 本人との関係 ( 夫 )
		該当に〇 (指定居宅介護支援事業者・地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設・地域包括支援センター) 事業所名・住所等	

申請の理由 (例) 認知症のため介護サービスが必要になったため。

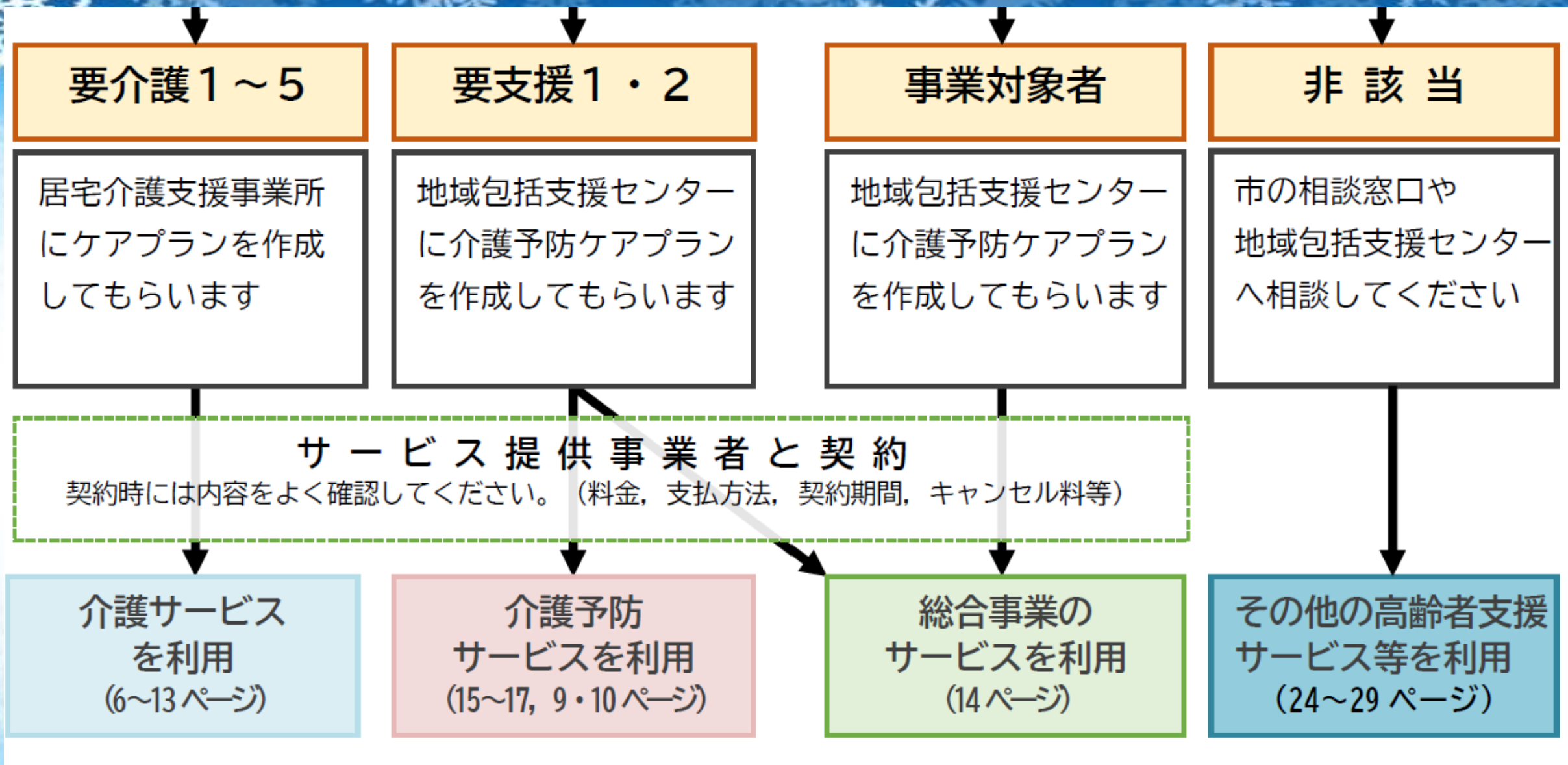
主治医 (かかりつけ医) ~内科だけでなく眼科、耳鼻科などでも大丈夫です。かかりつけ医がいることで、介護保険を申請する際、主治医意見書の作成依頼しやすくなります。(主治医意見書の作成依頼は事前に連絡が必要)

認定を受ける人 (被保険者)	現在、上記住所以外に在所している (※現在、上記住所以外に在所している場合は、左記の住所および電話番号を記入してください。)	施設・病院等の名称 (病棟等)	〇〇〇病院 ( 〇 階 〇 棟 )
	左記の住所および電話番号	左記の住所および電話番号	両館市〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
	〇年〇月〇日から (入所・入院・滞在中) 今後、	〇年〇月〇日から (入所・入院・滞在中) 今後、	〇月 〇日頃自宅に戻る予定

の状況	前回の要介護認定の結果等	認定結果	非該当 要支援 (1・2) 経過的要介護 要介護 (1・2・3・4・5)
	有効期間	〇〇年 〇月 〇日から	〇〇年 〇月 〇日まで
	主治医	医師名	両館 二郎 医療機関名 〇〇〇病院
	(意見書の記載を依頼する医師)	所在地	両館市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

調査時等の連絡先・立ち会いについてご記入ください。

連絡先	氏名	介護 太郎 (認定を受ける人との関係 夫 )	調査時の立ち会い
	住所	両館市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇-〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない



※ 申請の際に必要なものは、「介護保険の被保険者証」, 「40~64歳の方は医療保険の被保険者証」です。  
 ※ 申請は、本人や家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などによる代行申請も可能です。



# 「利用できるサービス」



## ● 在宅サービス（訪問系）

### ● 訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の生活の場を訪問し、**身体介護**(食事、排せつ、入浴等の介護)や、**生活援助**(掃除、洗濯、買い物、調理等)を行います。通院等を目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

### ● 訪問入浴

利用者の**自宅に浴槽を持ち込み**、介護職員と看護職員が入浴の介護を行います。

### ● 訪問リハビリテーション

**理学療法士、作業療法士、言語聴覚士**等が利用者の生活の場を訪問し、**リハビリテーション**を行います。

### ● 訪問看護

**看護師**等が**疾患のある利用者の生活の場**を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

## ● 在宅サービス（通い系）

### • 通所介護(デイサービス)

利用者が通所介護施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能訓練、口腔機能向上サービス等を日帰りで行います。  
利用者の生活の場から施設までの送迎も行います。

### • 通所リハビリテーション(デイケア)

利用者が通所リハビリテーション施設（老人保健施設、病院、診療所等）に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上の為の機能訓練、口腔機能向上サービス等を日帰りで行います。



## ● 在宅サービス（泊り系）

- 短期入所生活介護(ショートステイ)

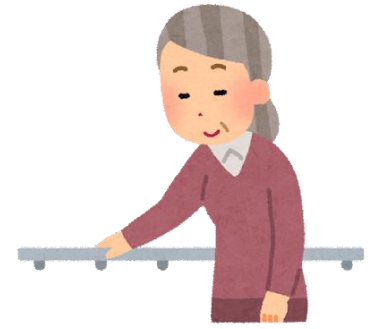
介護老人福祉施設(特養)等が、短期間の入所を受け入れ、入浴、食事等の日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

- 短期入所療養生活介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設、介護療養病棟、介護医療院が、短期間の入所を受け入れ、入浴、食事等の日常生活上の支援や機能訓練等を行います。



## ■ 在宅サービス（環境系）



### • 福祉用具貸与（レンタル）

利用者の希望や生活・心身の状況等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助、取り付け、調整等を行い、**福祉用具のレンタル**を行います。

### • 特定福祉用具販売

利用者の希望や、生活・心身の状況等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・調整等を行い、**入浴や排せつ等、レンタルになじまない福祉用具の販売**を行います。



### • 住宅改修費の支給

ご自宅の手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器等への取り換えなど、**生活環境を整えるための小規模な住宅改修**の費用(上限20万円まで)のうち、自己負担分を除いた金額が支給されます。

## ● 地域密着型サービス（訪問系）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応等、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員(ホームヘルパー)だけでなく看護師等も連携しているため、介護と看護の一体的サービスを受けることもできます。

## ● 地域密着型サービス（訪問・通い・泊り系）

- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じ、施設への「通い」を中心とて、短期間の「宿泊」や、利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な雰囲気の中で、日常生活上の支援や機能訓練を行います。

## ● 地域密着型サービス（施設入所系）

### ● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症と診断をされた方が少人数（5～9人）で共同生活をする施設で、家庭的な雰囲気の中、食事、入浴等の日常生活上の介護や、機能訓練を行います。

### ● 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた、定員29名以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の介護、機能訓練等を行います。原則として、施設がある市区町村にお住まいの方が対象です。

### ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

常に介護が必要な方の入所を、定員29名以下で受入れる介護老人福祉施設です。食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話をを行います。新規入所は原則として要介護3以上の方、施設がある市区町村にお住まいの方が対象です。

## ■ 施設・居住系サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要な方を受入れ、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話を行っています。新規入所は原則として、要介護3以上の方が対象です。

- 介護老人保健施設

在宅復帰を目指している方の入所を受入れ、自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護等を行います。

- 介護医療院

長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設で、日常的な医学管理、看取り、ターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能等があります。

- 特定施設入居者生活介護

指定を受けた、有料老人ホームや軽費老人ホーム等が食事や日常生活上の介護や機能訓練を行います。

# 「高齢者支援サービス」

## その他の高齢者支援サービス(1)

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方などで、日常生活を送るうえで、何らかの支援を必要とする方を対象に、さまざまなサービスを実施しています。

### ■ 生活援助員派遣サービス

自宅で自立した生活を送ることができるよう、玄関先から道路に面した出入り口までの草取りなどの家の周りの手入れ等、一時的で軽易な生活援助サービスを行います。

利用料は1時間につき120円です。



### ■ 食の自立支援サービス

調理や食事の確保が困難な方を対象に、昼食および夕食を定期的に提供するとともにその際に安否の確認を行います。

また、介護予防の観点から、訪問介護等の利用検討・調整も併せて行います。

利用料は1食につき400円です。



### ■ 東部地区外出支援サービス（無料）

東部地区に居住する、車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、リフト付車両により、居宅と医療機関等との間の移送サービスを行います。



## ■ 除雪サービス（無料）

生活通路の確保のため、玄関先から道路に面した出入り口までの（おおむね幅80cm）敷地内の通路部分の除雪を行います。



## ■ 緊急通報システムの設置（無料）

高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯などで、身体が虚弱または突発的に生命に危険な持病を抱えているため、緊急事態に機敏に行動することが困難な方などを対象に、火災・急病等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を設置します。

- ・ 電話回線の種類により設置できない場合があります。
- ・ 状況確認などに協力していただく、近隣協力員の登録が必要です。
- ・ 電話の基本料金および通話料は自己負担です。



## ■ いきいき住まいリフォーム助成

身体機能の低下した高齢者または重度の身体障がい者がいる世帯（前年の所得税が非課税）を対象に、自宅で暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造（バリアフリー化）する場合に、その費用の一部（改造費用の2/3、上限50万円）を助成します。ただし、介護保険や障がい者福祉制度による住宅改修費の給付が優先され、この場合、助成額から控除されます。

## ■ 安心ボトル（救急医療情報キット）の配付（無料）

自宅で急に具合が悪くなったときなどに、駆けつけた救急隊員などが活用するための情報を保管するためのボトルを、一人暮らしまたは一人暮らしに準じる世帯の高齢者に配付します。

昨年、当センターに玄関前の除雪に関する相談があり、地域包括支援センターへ繋いだことがありました。

## 「相談窓口」

- ◎ 函館市地域包括支援センター
  - ◎ 居宅介護支援事業所
  - ◎ 函館市保健福祉部高齢福祉課、介護保険課
  - ◎ 各病院の医療相談室（地域連携室）…etc
- ◎ 函館市医療・介護連携支援センター
- ◎ ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター

# センターリーフレットと出前講座の紹介

## リーフレット

### 函館市医療・介護連携支援センターとは

このセンターでは、医療と介護の両方を必要とされる高齢者が、住み慣れている地域で安心して自分らしく生活していけるように、市民の皆さまからの在宅医療などに関する不安やお悩みのご相談をお受けしたり、医療機関や介護事業所などの情報提供を行っております。また、高齢者の医療・介護に携わる関係者の方々の連携のサポートも行っておりますので、お気軽にご相談ください。

### 在宅医療・介護連携に関する相談支援

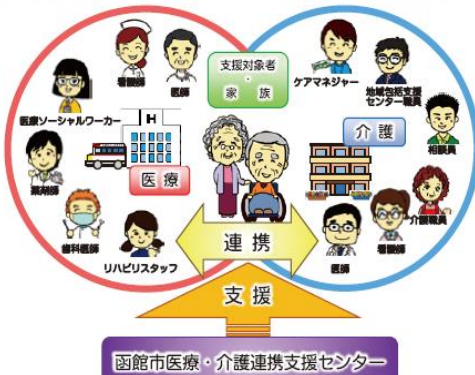
市民の皆さまからの在宅医療などに関する不安やお悩みのご相談や、地域の医療・介護関係者および地域包括支援センターなどからの連携の調整に関するご相談に対応します。

### 医療・介護関係者の情報共有の支援

地域の医療・介護関係者の連携に必要な、標準的な情報共有ツールを整備します。

### 地域住民への普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する講演活動や、リーフレットの作成・配布などにより、地域住民へ在宅医療の仕組みなどをお知らせします。



### 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、多職種連携研修の企画・実施、地域での研修情報の提供などを行います。

### 切れ目のない医療・介護の提供体制の構築

入院支援・日常の療養支援・急変時の対応・看取りなどの様々な局面に関わり、地域の医療・介護関係者と協働し、連携の基本となる各種の仕組みや、ルール作りを行います。

### 地域の医療・介護資源の把握、情報提供

地域の医療機関、介護事業所の所在地や機能などを把握し、これまでに自治体が把握している情報と合わせて、リストまたはマップを作成、公開します。

## 高齢者大学へ 出前講座



## 老人福祉センターへ 出前講座



お手元にありますので、  
ご覧ください (\*^\_^\*)

# おわりに・・・

色々お話ししましたが、医療・介護の場面でわからない事が多くあると思います。そんな時に、

『函館市医療・介護連携支援センター』

『ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター』

を思い出していただけると幸いです。

函館市

医療・介護連携支援センター 43-3939

ほくと・ななえ

医療・介護連携支援センター 42-1232

ご清聴  
ありがとうございました



# おもいやりのあふれる 地域になることを目指して

